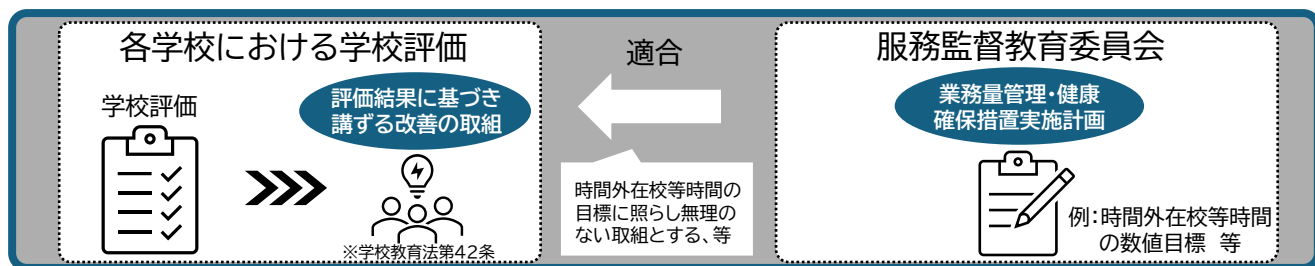


学校評価を実施する際には、その結果を踏まえて講じる改善の取組が業務の増加につながらないように留意が必要です！

令和7年6月の給特法等改正法の成立により、学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置を、教育委員会の働き方改革に係る計画に適合するものとする必要があります。

- 学校評価は、各学校が目指す目標を設定し、その達成状況などについて評価するとともに、その結果に基づき学校としての組織的な改善を行い、教育の質の向上を図るための重要な取組です。
 - 一方で、学校評価に基づき学校運営の改善を行うにあたり、業務量が増加し、教師の多忙化に影響することのないよう、制限のない業務の積み上がりを防ぐ趣旨で今回規定が設けられました。
 - 学校評価の結果に基づき学校運営の改善を図るための措置を講じるに当たっては、教育委員会の業務量管理・健康確保措置実施計画に定められている時間外在校等時間の目標などと整合性のある取組としていただくようお願いします。
- ※ 学校評価の評価項目に、業務量管理・健康確保措置実施計画に対応した項目を設けることを法律上、義務付けているものではありません。



参考 学校評価における働き方改革関係の評価項目・指標の例(イメージ)

- 各学校において学校評価を行うに当たり、学校における働き方改革の観点を踏まえた評価とすることは、働き方改革を進めていくうえでも有効です。
- 働き方改革の観点を入れる場合の項目・指標としては、例えば以下のような事項が考えられます。各学校の実情に応じ、学校評価も活用して、働き方改革を進めていただくようお願いします。

- ✓ 学校における教育職員の時間外在校等時間の縮減状況や適切な校務分掌の状況
- ✓ 校務のデジタル化に向けた取組状況(「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」に基づく学校における校務DXの取組状況)
- ✓ 労働安全衛生法に基づく学校における労働安全衛生管理体制の整備状況
- ✓ 教育課程の工夫の状況(年間総授業時数・週あたり授業時数、日課の見直し、学校行事の精選等)
- ✓ 保護者・地域住民等との連携の状況(保護者・地域住民等との業務の役割分担や、理解・協力を得るための取組状況)

※必ずしも例示している項目・指標を全て評価項目とすることを求めるものではありません。

※その他、文部科学省の定める、学校と教師の業務の3分類や、学校運営協議会を置く学校の校長が定めることとなる「基本的な方針」に記載の取組内容も参考に、各学校の状況に応じて取組の進捗が評価できるような項目・指標を検討ください。

